

○総務省令第五十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の十二の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

総務大臣 高市 早苗

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(市町村の廃置分合等があつた場合の普通交付税の額等の算定方法)  
第十四条の二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第十三条第四号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(附則第二条第二号及び第三号並びに第二条の十七において「指定都市」という。))にあつては、令第十三条第三号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とし、特別区にあつては同条第五号の普通交付金の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とする。)並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額(以下「普通交付税の額等」という。)の算定方法は、次に定めるところによる。

〔一〇四 略〕

附則

(法第三十三条の五の十二の額の算定方法)

第二条の十七 法第三十三条の五の十二に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

一 都道府県 イ、ハ及びニに掲げる額の合算額からロに掲げる額を控除した額

イ 徴収猶予額(地方税法附則第五十九条第一項(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号)附則第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予をする額をいう。以下この条において同じ。)から特別法人事業税及び地方法人特別税に係る徴収猶予額を除いた額

ロ (1)から(8)までに掲げる額の合算額

(1) 当該年度の利子割(地方税法第二十三条第一項第三号の二に掲げる利子割をいう。)の徴収猶予額の五分の三に相当する額

(2) 当該年度の配当割(地方税法第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。)の徴収猶予額の五分の三に相当する額

(3) 当該年度の株式等譲渡所得割(地方税法第二十三条第一項第三号の四に掲げる株式等譲渡所得割をいう。)の徴収猶予額の五分の三に相当する額

(4) 当該年度の当該都道府県の区域内の各指定都市に係る分離課税に係る所得割(地方税法第三十二条の規定によって課する所得割をいう。以下この条において同じ。)の徴収猶予額の三分の一に相当する額の合算額

(5) 当該年度のゴルフ場利用税(地方税法第四条第二項第六号に掲げるゴルフ場利用税をいう。以下この条において同じ。)の徴収猶予額の十分の七に相当する額

(市町村の廃置分合等があつた場合の普通交付税の額等の算定方法)  
第十四条の二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第十三条第四号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(附則第二条第二号及び第三号において「指定都市」という。))にあつては、令第十三条第三号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とし、特別区にあつては同条第五号の普通交付金の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とする。)並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額(以下「普通交付税の額等」という。)の算定方法は、次に定めるところによる。

〔二〇四 同上〕

附則

〔新設〕

(6) 当該年度の軽油引取税（地方税法第四条第二項第七号に掲げる軽油引取税をいう。以下この条において同じ。）の徴収猶予額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十三条の二十に規定する率を乗じて得た額に当該都道府県の区域内の各指定都市の区域内に存する一般国道等（地方税法第百四十四条の六十第一項に規定する一般国道等をいう。以下この条において同じ。）の面積を当該都道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額

(7) 当該年度の調整税（地方税法第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する税をいう。）の徴収猶予額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合（以下この条において「条割合」という。）を乗じて得た額

(8) 当該年度の法人事業税の徴収猶予額に百分の三・四を乗じて得た額（都にあつては、当該年度の法人事業税の徴収猶予額に百分の三・四を乗じて得た額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で按分して得た額（以下この条において「都法人事業税交付金猶予額」という。）のうち各市町村に係る額と都法人事業税交付金猶予額のうち各特別区に係る額に条割合を乗じて得た額との合算額）

ハ 当該都道府県の区域内の各市町村に納付された当該年度の市町村たばこ税（地方税法第五条第二項第四号に掲げる市町村たばこ税をいう。以下この条において同じ。）の額に相当する額（以下この条において「市町村たばこ税額」という。）が、同法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係る課税定額を超える場合には、当該市町村の当該年度の市町村たばこ税の徴収猶予額

ニ (1)から(5)までに掲げる額の合算額

(1) 当該年度の地方消費税の納税猶予見込額（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第三条第一項（同法附則第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条第一項の規定による納税の猶予をする額の見込額をいう。以下この条において同じ。）から当該地方消費税の納税猶予見込額に係る地方税法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費に相当する額を控除した額を同法第七十二条の百四第一項及び第二項に規定する消費に相当する額の各都道府県の総額に対する当該都道府県の当該消費に相当する額の割合を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額

(2) 当該年度の地方揮発油税の納税猶予見込額に百分の五十八を乗じて得た額の二分の一に相当する額を地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第二条第一項の道路の延長で按分して得た額のうち当該都道府県に係る額と当該乗じて得た額の二分の一に相当する額を同項の道路の面積で按分して得た額のうち当該都道府県に係る額との合算額

(3) 当該年度の石油ガス税の納税猶予見込額に二分の一を乗じて得た額の二分の一に相当

する額を石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第二条第一項の道路の延長で按分して得た額のうち当該都道府県に係る額と当該乗じて得た額の二分の一に相当する額を同項の道路の面積で按分して得た額のうち当該都道府県に係る額との合算額

(4) 当該年度の航空機燃料税の納税猶予見込額に当該年度の前年度の航空機燃料税の決算の総額に対する当該都道府県の当該年度の航空機燃料譲与税の決算の割合を乗じて得た額

(5) 当該年度の特別法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予額の合算額の各都道府県の総額に最近の譲与時期に係る特別法人事業譲与税の譲与額の各都道府県の総額に対する当該都道府県の当該時期に係る特別法人事業譲与税の譲与額の割合を乗じて得た額

二 市町村 イ、ロ及びニに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除した額

イ 徴収猶予額

ロ (1)から(8)までに掲げる額の合算額

(1) 前号ロ(1)に掲げる額に地方税法施行令第九条の十四に規定する率を乗じて得た額を地方税法第七十一条の二十六第一項に規定する計算した額で按分して得た額のうち当該市町村に係る額

(2) 前号ロ(2)に掲げる額に地方税法施行令第九条の十八に規定する率を乗じて得た額を地方税法第七十一条の四十七第一項に規定する計算した額で按分して得た額のうち当該市町村に係る額

(3) 前号ロ(3)に掲げる額に地方税法施行令第九条の二十二に規定する率を乗じて得た額を地方税法第七十一条の六十七第一項に規定する計算した額で按分して得た額のうち当該市町村に係る額

(4) 当該年度の当該指定都市に係る分離課税に係る所得割の徴収猶予額の三分の一に相当する額

(5) 当該年度の当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の徴収猶予額の十分の七に相当する額

(6) 当該年度の軽油引取税の徴収猶予額に地方税法施行令第四十三条の二十に規定する率を乗じて得た額に当該指定都市の区域内に存する一般国道等の面積を当該指定都市が所在する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額

(7) 前号ロ(7)に掲げる額に各特別区の当該年度の基準財政需要額（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十條の十二に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の合算額に対する当該特別区の当該年度の基準財政需要額の割合を乗じて得た額

(8) 前号ロ(8)に掲げる額を各市町村の市町村民税の法人税割額で按分して得た額のうち当該市町村に係る額（特別区にあつては、前号ロ(8)に掲げる額に各特別区の当該年度の基準財政需要額の合算額に対する当該特別区の当該年度の基準財政需要額の割合を乗じて得た額）

ハ 当該市町村に納付された当該年度の市町村たばこ税額が、地方税法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係る課税定額を超える場合には、当該市町村の当該年度の十

市町村たばこ税の徴収猶予額

ニ  
(1)から(4)までに掲げる額の合算額

(1) 前号ニ(1)に掲げる額に二十二分の十を乗じて得た額の二分の一に相当する額を地方税法第七十二条の百十五条第一項の人口で按分して得た額のうち当該市町村に係る額と当該市町村に係る額の二分の一に相当する額を同項の従業者数で按分して得た額のうち当該市町村に係る額と同号ニ(1)に掲げる額に二十二分の十二を乗じて得た額を同項の人口で按分して得た額のうち当該市町村に係る額との合算額

(2) 当該年度の地方揮発油税の納税猶予見込額に百分の四十二を乗じて得た額の二分の一に相当する額を地方揮発油譲与税法第三条第一項の道路の延長で按分して得た額のうち当該市町村に係る額と当該市町村に係る額の二分の一に相当する額を同項の道路の面積で按分して得た額のうち当該市町村に係る額との合算額(指定都市にあつては、当該年度の地方揮発油税の納税猶予見込額に百分の五十八を乗じて得た額の二分の一に相当する額を同法第二条第一項の道路の延長で按分して得た額のうち当該指定都市に係る額と当該市町村に係る額の二分の一に相当する額を同項の道路の面積で按分して得た額のうち当該指定都市に係る額との合算額)

(3) 当該年度の石油ガス税の納税猶予見込額に二分の一を乗じて得た額の二分の一に相当する額を石油ガス譲与税法第二条第一項の道路の延長で按分して得た額のうち当該指定都市に係る額と当該市町村に係る額の二分の一に相当する額を同項の道路の面積で按分して得た額のうち当該指定都市に係る額との合算額

(4) 当該年度の航空機燃料税の納税猶予見込額に当該年度の前年度の航空機燃料税の決算の総額に対する当該市町村の当該年度の前年度の航空機燃料譲与税の決算の割合を乗じて得た額

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。